

議 第 6 3 号

令和5年7月27日提出

熊本市性に関する指導の推進委員会の委員の委嘱について

熊本市性に関する指導の推進委員会の委員を別紙のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条及び熊本市性に関する指導の推進委員会運営要綱（令和5年（2023年）7月18日制定）第3条第2項の規定により熊本市性に関する指導の推進委員会の委員を委嘱するため熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市 性に関する指導の推進委員会委員(案)

令和5年度

	氏 名	区 分	所 属	職 名
1	秋月 百合	学識経験者 (委員長)	熊本大学大学院生命科学研究部 健康科学講座 (兼任)教育学部養護教育講座	准教授
2	田畑 愛	医者 (副委員長)	フォーシーズンズレディース クリニック	産婦人科医
3	岸森 和彦	小学校長代表	中島小学校	校長
4	清藤 誠也	中学校長代表	清水中学校	校長
5	貝川 多美子	幼稚園	隈庄幼稚園	主任教諭
6	河南 薫	小学校	画図小学校	教諭
7	水田 朱美	小学校	川尻小学校	養護教諭
8	松本 有美子	中学校	三和中学校	教諭
9	今坂 道子	中学校	花陵中	養護教諭
10	松永 磨依	高等学校	必由館高校	教諭
11	有江 一矢	特別支援学校 (学級)	武蔵中学校	教諭
12	原田 英之	保護者代表	出水南中	出水南中副会長 熊本市PTA協議会 常任理事

○ 熊本市附属機関設置条例〔人事課〕

《抜粋》

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

《抜粋》

5 教育委員会の附属機関

	附属機関名	設置目的
17	熊本市性に関する指導の推進委員会	熊本市性に関する指導案集を作成するため、必要な事項を審議する。

○ 熊本市性に関する指導の推進委員会運営要綱

《抜粋》

第3条 推進委員会は、13名以内をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 医者 1名
- (3) 学校の長 2名
- (4) 教員 8名
- (5) 保護者代表 1名

3 委員の任期は、委嘱された日から同日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、新たに委員を加える場合の当該委員の任期は、当該委員以外の委員の任期が終了するまでの間とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、教育長が特に認める場合は、委員の任期をその満了日より前にすることができる。

○ 熊本市教育委員会教育長事務委任等規則〔教育政策課〕

《抜粋》

(事務の委任)

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(12) 法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命し、又は委嘱すること。

熊本市性に関する指導の推進委員会運営要綱

制定 令和5年(2023年)7月18日 教育長決裁

(趣旨)

第1条 本市の幼児児童生徒に対し、発達段階に応じた効果的な性に関する指導が実施されるよう熊本市

性に関する指導の推進委員会（以下「推進委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について意見し、提案する。

- (1) 性に関する指導及び普及に関すること。
- (2) その他必要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、13名以内をもって組織する。

2 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 医者 1名
- (3) 学校の長 2名
- (4) 教員 8名
- (5) 保護者代表 1名

3 委員の任期は、委嘱された日から同日の属する年度の翌年度の末日とする。

ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、新たに委員を加える場合の当該委員の任期は、当該委員以外の委員の任期が終了するまでの間とする。

4 前項本文の規定にかかわらず、教育長が特に認める場合は、委員の任期をその満了日より前にすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部健康教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)7月18日から施行する。